港区高校生世代等のひとりで過ごせる居場所づくり事業
開設準備及び運営業務委託事業候補者募集要項

令和８（2026）年４月

港区子ども家庭支援部子ども若者支援課

目　次

１　目的.....3
２　背景.....3
３　業務概要.....4
４　参加資格.....4
５　選考スケジュール（予定）.....5
６　配布書類等.....6
７　質問書の受付・回答.....6
８　現地見学会.....7
９　企画提案書等の提出.....7
１０　事業候補者の選考と審査.....8
１１　提案にあたっての注意事項.....9
１２　その他.....9
１３　選考結果の公表について.....10
１４　開示請求.....10
１５　担当及び連絡先.....10

1　目的

高校生世代等の居場所は、家庭や学校が居場所と感じられない人に対して、思春期特有の悩みや不安に寄り添い、ひとりでも安心して過ごせることを目的とします。本事業は行政や地域企業が連携して若者の自己実現を支え、青少年の健全育成及び児童福祉の向上を図ります。

2　背景

（１）港区高校生世代実態調査

区は、高校生世代が抱える悩みや不安に寄り添い、子どもたちの育ちや権利が保障される居場所づくりを検討するため、令和５年３月に区内在住の高校生世代及び保護者を対象とした「港区高校生世代実態調査」（以下「実態調査」という。）を実施しました。

実態調査の結果では、居場所や相談相手の無い人は、自己肯定感が低く、孤独感が高い傾向が見られました。区内のひとりで静かに過ごしたいと思う（交流を好まない）高校生世代は、カフェや図書館を利用していますが、家庭や学校等が居場所と感じられない人がひとりで過ごすことができる居場所が不足しており、静かに過ごせる空間、施設が求められています。

（２）高校生世代との意見交換会

区は、実態調査の結果について当事者の意見を直接聞くため、令和５年 12 月に公募や学校等からの推薦による高校生世代との意見交換会を２回実施しました。

ひとりで過ごせる居場所づくりに向けては、当事者との関わり方や運営方法に様々な配慮や工夫が必要であることが分かりました。

(1)実態調査

(2)意見交換会記録

（３）港区高校生世代の居場所づくりに関する検討委員会

区は、実態調査や高校生世代との意見交換会を踏まえ、当事者や有識者で構成された検討委員会において、居場所づくりの具体的な施策を検討しました。

(3)検討委員会報告書等

本要項は、検討委員会の報告を受けて、区が実現すべき内容を記載していますが、検討委員会議事録や検討委員会報告書を必読のうえ、提案してください。

３　業務概要

（１）件名

港区高校生世代等のひとりで過ごせる居場所づくり事業開設準備及び運営業務委託

（２）履行場所

港区浜松町一丁目２７番１７号　三和ビル２階

（３）業務内容

高校生世代等のうち、家庭や学校などが居場所と感じられない人に対して、他者に干渉されず、ひとりで過ごせる居場所を提供し、希望する利用者に対して生活支援及び衛生事業等を実施すること。

また、希望する利用者または関係機関による支援の必要が明らかな利用者に対して相談事業を行い、必要に応じて関係機関へ支援を引継ぐこと。

※　詳しくは、別紙１「仕様書」を参照してください。

（４）履行期間

令和８年１０月１日から令和９年３月３１日まで

※　契約は、単年度となります。なお、適正な事業運営がなされていると認められる場合に限り、毎年度事業候補者として推薦します。

（５）事業規模

年間２７，５０６千円（税込）までとします。

※　この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。また、提案は上記金額を超えないものとします。なお、事業規模を超えての提案を行った場合は、失格とします。

４　参加資格

本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件を全て満たす者とします。各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。また、共同事業体を結成し、参加申請する場合、構成する全ての事業者が参加資格に該当することが必要です。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合があります。

（１）港区物品買入れ等競争入札参加資格を有すること。

（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４に該当する者でないこと。

（３）経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第１項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第１項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになった

とき等。）にないこと。
（４）港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成 16 年７月 30 日 16 港政契第 238 号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
（５）港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 1 月 26 日 23 港総契第 1157 号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
（６）区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として区内事業者と共同すること。共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、区内事業者優遇に係る加点の対象とはなりません。
（７）別紙１「仕様書」に記載している業務を適切に遂行することが可能な豊富な実績と運営実施体制を有していること。

※（６）の区外事業者の区内事業者との共同
区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、一次審査において、評価点を優遇します（※詳細は、別紙２　「港区高校生世代のひとりで過ごせる居場所づくり事業開設準備及び運営業務委託事業候補者選考基準」を参照してください。）。

５　選考スケジュール（予定）

事　項	日　程
募集要項の公表及び配布期間	令和８年４月１日（水）から 令和８年５月１５日（金）　午後５時まで
現地見学会	令和８年４月１０日（金） 午前１０時から１１時まで
募集要項に対する質問受付期限	令和８年４月１５日（水）　午後５時まで
質問一斉回答	令和８年５月１日（金）
参加表明書・企画提案書等提出期限	令和８年５月１５日（金）　午後５時まで
第一次審査（書類審査）結果通知	令和８年６月１７日（水）予定
第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和８年７月６日（金）予定
第二次審査結果通知	令和８年７月下旬予定

契約手続き	令和８年９月上旬以降
業務委託開始	令和８年１０月１日（木）

６　配布書類等

（１）配布場所

「１５　担当及び連絡先」の記載のとおり

※　配布書類は、港区ホームページからダウンロードが可能です。

（２）配布期間等

ア　窓口配布期間

令和８年４月１日（水）から５月１５日（金）まで

※　午前９時～午後５時まで（土・日・祝日を除く）

イ　ホームページ掲載期間

令和８年４月１日（水）から令和８年５月１５日（金）まで

（３）配布書類

プロポーザル実施関係

① 募集要項
② 【別紙１】仕様書
③ 【別紙２】港区高校生世代のひとりで過ごせる居場所づくり事業開設準備及び運営業務委託事業候補者選考基準

提出資料関係

① 【様式１】質問書
② 【様式２】参加表明書兼参加資格審査申請書
③ 【様式３】共同事業体構成書
④ 【様式３－２】共同事業体協定書兼委任状
⑤ 【様式３－３】委任状
⑥ 【様式４】事業者概要及び業務実績
⑦ 【様式５】業務従事予定者の経歴及び専任性
⑧ 【様式６】業務従事予定者の配置計画及びスケジュール
⑨ 【様式７－１～７－７】企画提案書
⑩ 【様式８】プロポーザル参加辞退届
⑪ 【様式９】見積書

７　質問書の受付・回答

（１）受付期限

令和８年４月１５日（水）午後５時まで

（２）受付方法

【様式１】質問書に必要事項と質問を記入の上、「１５　担当及び連絡先」までメールで提出してください。提出する場合は、送信未達を防ぐため、必ず確認の電話を入れてください。

（３）回答方法

令和８年５月１日（金）に、全ての質疑に対する回答書を港区ホームページで公表します。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの等）によっては回答しない場合があります。

８　現地見学会

（１）実施日時等

ア　日時　　令和８年４月１０日（金）　午前１０時から

イ　場所　　港区浜松町一丁目２７番１７号　三和ビル２階

（２）参加申込

所定の申込書を令和８年４月１日（水）から令和８年４月７日（火）午後５時までに、メールで送付してください。送信確認のため、送信後に電話にて連絡をお願いいたします。

会場の都合上、１団体３名程度の参加とします。見学会については、原則、写真撮影はできません。来場の際は公共交通機関をご利用ください。

９　企画提案書等の提出

（１）提出受付期間

令和８年４月１日（水）から令和８年５月１５日（金）午前９時から午後５時まで

※事前に電話予約の上、来所してください。

（２）提出先

〒105－8511　港区芝公園一丁目５番２５号

港区役所７階　子ども家庭支援部子ども若者支援課子ども若者支援係

電話：03－3578－2426

（３）提出方法

直接担当まで持参してください。

（４）提出資料

①　物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（写）

※「港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準」により、区内事業者の認定を受けている事業者は「区内事業者認定通知」を添付すること。

② 【様式２】参加表明書兼参加資格審査申請書
※③～⑥は、共同事業体を結成し、参加申請する場合に提出。
③ 【様式３】共同事業体構成書　※該当する場合のみ提出
④ 【様式３－２】共同事業体協定書兼委任状　※該当する場合のみ提出
⑤ 【様式３－３】委任状　※該当する場合のみ提出
⑥ 登記簿謄本　※該当する場合のみ提出
⑦ 加点対象となる地域貢献活動項目がある場合は、各項目指定の提出書類
※該当する場合のみ提出。【別紙２】「港区高校生世代のひとりで過ごせる居場所づくり事業開設準備及び運営業務委託事業候補者選考基準」参照。
⑧ 【様式４】事業者概要及び業務実績
※共同事業体を結成し、参加申請する場合は、構成する全ての事業者について提出してください。
⑨ 【様式５】業務従事予定者の経歴及び専任性
⑩ 【様式６】業務従事予定者の配置計画及びスケジュール
⑪ 【様式７－１～７－７】企画提案書
⑫ 【様式９】見積書

（５）提出部数
ア 提出資料①から⑦　　１部
イ 提出資料⑧から⑫　　正本１部、副本８部
※提出資料⑧から⑫は順番に重ねて、ファイルに綴じてください。正本１部は表紙に事業者名を記入し、副本８部については事業者名を記入しないでください。また、全ての提案書等の中には、事業者名（協力事業者名を含む。）を特定する事項（社名、マーク等）を記入しないでください。
ウ 提出資料（正本）データを格納したＣＤ－Ｒ等　１枚
※ＣＤ－Ｒ等表面には社（者）名を記入してください

（６）留意事項
ア 各資料はＡ４サイズ、文字サイズは１１ポイント以上としてください。
イ 補足資料は全体で３枚以内とし、各提出資料のサイズに合わせること。
なお、規定された記載事項は提出資料内に記載し、補足資料は各提出資料を補足するものとしてください。
ウ 正本、副本とも、各様式に様式番号を記載したインデックスを付してください。

１０　事業候補者の選考と審査

【別紙２】「港区高校生世代等のひとりで過ごせる居場所づくり事業開設準備及び運営業務委託事業候補者選考基準」のとおりです。

１１　提案にあたっての注意事項

（１）次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。
　①　提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの
　②　記入すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
　③　虚偽の内容が記載されているもの
　④　この要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接または間接的に求めた場合
（２）本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、応募事業者の負担とします。
（３）提出書類等の返却はいたしません。
（４）提出受付期間終了後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。
（５）質問受付終了後は、本業務に関しての質問は一切受け付けません。
（６）提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製することがあります。
（７）選考された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、区は無条件でその使用権を持つものとします。
（８）企画提案書に記載した業務責任者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更することができません。
（９）区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとします。
（10）参加表明後にプロポーザル参加辞退する場合は、【様式８】「プロポーザル参加辞退届」を提出してください。

１２　その他

（１）プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。
（２）プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守してください。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に　応じるものとします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。
（３）プロポーザル関連書類作成のために区が配布した資料等は、区の許可なく公表及び使用することはできません。
（４）本業務への参加申込事業者が１者の場合であっても、各審査を実施します。
（５）プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。
（６）メール送信等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
（７）公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあ

ります。
（８）業務委託に要する費用は、令和８年度予算の範囲での契約となります。
（９）区は、事業候補者と契約を締結するにあたり、港区契約事務規則（昭和 39 年港区規則第６号）第 39 条の２の規定に基づき港区業者選定委員会に推薦し、審議を経ます。審議の結果によっては契約を締結しない場合があります。
（10）虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

１３　選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、全て区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表です（ただし、同条例第５条に定めるものを除く。）。

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された企画提案書を原則として区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

１４　開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第２条第１項第１号に規定する著作物として、同法第 18 条第３項第３号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。

ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

１５　担当及び連絡先

〒105-8511　港区芝公園一丁目５番２５号
港区役所７階　子ども家庭支援部子ども若者支援課子ども若者支援係
電　話：03－3578－2426　　メール：minato44@city.minato.tokyo.jp